

山口市地域クラブ活動に係る指導者等公認資格取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置・運営する山口市地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）が、中学校部活動と同様に中学校体育連盟主催大会へ参加できる環境を構築することを目的に、地域クラブに指導者または指導補助者として、指導に携わっている、または携わる予定で、新たに公認資格を取得した者（以下「補助対象者」という。）に対し、山口市地域クラブ活動に係る指導者等公認資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 市長は、補助対象者が公認資格の取得に要した経費について補助するものとする。

- 2 補助対象資格、補助対象者、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。
- 3 前項の補助対象資格については、令和7年4月1日以降に取得したものを補助金の交付の対象とする。

(補助交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、受講を終えた日から当該経費を支払った日の当該年度までに、山口市地域クラブ活動に係る指導者等公認資格取得支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、登録完了手続きが当該年度内に完了できない場合は、指導者等公認資格取得の全ての支払いを完了した日から1年以内に限り申請を認めるものとする。

- (1) 市税の滞納がないことの証明
- (2) 受講料・受験料、資料代及び資格登録料の領収書の写し又はそれに類する書類
- (3) 公認資格の合格通知や認定証、登録証の写し、「修了・合格通知及び登録完了通知（メール含む）」又はそれに類する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (5) 「CLUBにほ学園」及び「総合型スポーツクラブ(コミュニティスポーツクラブあとう)」については、当該クラブに所属していることを証明する書類

(交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付額を決定し、その旨を山口市地域クラブ活動に係る指導者等公認資格取得支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、補助金を申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第5条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各

号のいずれかに該当した場合には、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助金の交付申請に虚偽又は不正があった場合。
 - (2) 交付決定を受けた日から3ヶ月を経過した日、又は令和8年9月1日のいずれか遅い日までに、指導者または指導補助者として自己都合により従事を開始しない場合。
 - (3) 交付決定を受けた日（交付決定を受けた日に指導者または指導補助者として従事していない場合は、従事を始めた日）から起算して1年以内に、地域クラブの指導者または指導補助者として協力ができなくなったとき。
 - (4) 地域クラブの指導者または指導補助者として不相当と認められる事実が判明した場合。
 - (5) この要綱の規定に違反した場合。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、山口市地域クラブ活動に係る指導者等公認資格取得支援補助金交付決定取消通知書(第3号様式)により交付決定者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、第1項第2号の規定により交付決定を取り消した場合における返還額については、第4条の規定により交付した補助金の全額とし、第1項第3号の規定により交付決定を取り消す場合の返還額については、第4条の規定により交付した補助金の額から、補助金の額に交付決定を受けた日（交付決定を受けた日に指導者または指導補助者として従事していない場合は、従事を始めた日）から第3項の規定により交付決定を取り消した日までの月数（1月未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。）を12で除した数を乗じて得た額（1円未満は切り捨てる。）を差し引いた額とする。
 - 4 交付決定者は、前項の規定により返還を命じられた場合は、期限内に補助金を返還しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(経過措置)

1 当該年度内に申請をした場合において、添付書類における登録証の写しを提出していない場合は、登録証取得後、提出しなければならない。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月13日から施行する。
- 3 この要綱は、令和8年6月5日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象資格	<p>(1) 受講年度の「山口県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について(山口県中学校体育連盟)」にかかる各競技部細則において、参加の要件として公認指導者資格の保有が必要な旨が定められている競技のうち、地域クラブに設置する競技の資格。ただし、補助対象者が携わる競技の資格で、その活動予定年度において必要な資格に限る。</p> <p>(2) 上記記載の公認指導者資格の取得に際して、受講資格要件として定められている資格等。</p> <p>(3) 各競技団体又は競技統括団体への登録に際し必要とされる資格。</p>
補助対象者	<p>次の各号の(1)～(5)を満たす者とする。ただし「CLUBにほ学園」及び「総合型スポーツクラブ(コミュニティスポーツクラブあとう)」に属する者については、(1)から(6)の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) 新たに公認指導者資格を取得した者</p> <p>(2) 市税の滞納がない者</p> <p>(3) 「山口市地域クラブ指導者バンク」に登録し、地域クラブの活動に指導者または指導補助者として協力できる者</p> <p>(4) 他の機関から同一の目的で交付される補助金等を受けていない者</p> <p>(5) 同一年度内に、この要綱に基づき、同一資格に対する補助金の交付を受けていない者。ただし、同一資格において、受講料・受験料及び資格登録料を別々に申請する場合は、その限りではない。</p> <p>(6) 令和8年9月1日時点に、地域クラブを設置していない地域(仁保、阿東)において、受皿となる「CLUBにほ学園」「総合型スポーツクラブ(コミュニティスポーツクラブあとう)」の指導者等として協力できる者</p>
補助対象経費	<p>(1) 補助対象資格取得のために受講が義務付けられた講習会等の参加に係る経費及び資格取得に係る経費(受講料・受験料、資料代及び資格登録料)</p> <p>(2) その他資格取得に必要と市長が認める経費 ※旅費、宿泊費、資格登録を更新するために必要となる経費については、対象としない。</p>
補助率	10分の10

山 口 市 長 様

住 所
氏 名 (※)
連 絡 先

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

山口市地域クラブ活動に係る指導者等公認資格取得支援補助金交付申請書兼請求書

山口市地域クラブ活動に係る指導者等公認資格取得支援補助金の支給を受けたいので、山口市地域クラブ活動に係る指導者等公認資格取得支援補助金交付要綱第3条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 取得資格等の名称

2 交付申請額 金 円

【申請内訳】

項目	内 容	金 額
受講料・受験料①		
資料代②		
資格登録料③		
合 計 A (①+②+③)		
補助対象額 (A)		円

3 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店 支所
口座種別	普通	・ 当座
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

4 添付書類

- (1) 市税の滞納がないことの証明
- (2) 受講料・受験料、資料代及び資格登録料の領収書の写し又はそれに類する書類
- (3) 公認資格の合格通知や認定証、登録証の写し、修了・合格通知及び登録完了通知（メール含む）又はそれに類する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (5) 「CLUBには学園」及び「総合型スポーツクラブ(コミュニティスポーツクラブあとう)」については、当該クラブに所属していることを証明する書類

住 所
氏 名 様

山口市長

山口市地域クラブ活動に係る指導者等公認資格取得支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました標記補助金について、下記のとおり交付を決定したので、山口市地域クラブ活動に係る指導者等公認資格取得支援補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

- 1 取得資格等の名称
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 振込予定日 年 月 日
- 4 補助金の交付条件
(1) 山口市地域クラブ活動に係る指導者等公認資格取得支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。

指令部第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

山口市長

山口市地域クラブ活動に係る指導者等公認資格取得支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで指令部第 号で交付決定した補助金について、山口市地域クラブ活動に係る指導者等公認資格取得支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり、その全部（一部）を取り消したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付取消額 金 円
- 3 取消を行う理由